

蔵王山火山防災対策（案）の概要

火山防災対策について

- ◆平成27年10月28日作成の「蔵王山火山防災対策（暫定）」を「噴火警戒レベル」毎に合わせ、改定（噴火警戒レベル導入前後の対策として、2種類作成）
- ◆救助対策を新規に追加

防災対策の修正

- ◆噴火警戒レベルの運用に合わせた文言の修正
- ◆噴火警報発表に係る防災対策の内容をそれぞれの噴火警戒レベルに置き換え
 - 火口周辺危険 → レベル2（火口周辺規制）
 - 入山危険 → レベル3（入山規制）
 - 居住地域嚴重警戒 → レベル4（避難準備）及びレベル5（避難）（対策は共通）
- ◆降灰後の土石流の防災対策は、噴火警報発表基準や噴火警戒レベルの対象外のため、別立てにて作成
- ◆巻末資料の修正（看板の文面修正等）

救助対策の概要

- ◆「共通的事項」として、市町、県、消防、警察、自衛隊等の活動内容や、被害や避難者に関連する情報等の収集・連絡体制の概要を記載
- ◆「ヘリコプターの運用」として、ヘリコプターを保有する防災関係機関の活動内容と体制の概要を記載
- ◆「救護体制」として、負傷者が発生した場合の医療機関等の活動内容の概要を記載
- ◆その他、救助対策の流れや報告に係る様式を巻末資料に記載